

「マイナンバーってどんなときに使うの?」にお答えします!

マイナンバー まるわかりガイド 保存版

便利で暮らしやすい
社会づくりのために
生まれたマイナンバー
制度をご紹介します!

マイナンバー-PRキャラクター
マイナちゃん

国民の
利便性の
向上

マイナンバー制度
3つの目的

行政の
効率化

公平・公正な
社会の実現



よくある疑問に答えます!

Q. マイナンバーを集めて、悪用されたりしませんか?

A. 悪用されないよう、法令で厳しく制限しています。

マイナンバーの利用範囲は、法令で厳しく制限されています。法令で定められた利用範囲を超えてマイナンバーを収集・提供した場合、刑事罰が科せられることもあります。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバー法では、個人情報保護法などよりも厳しい罰則が設けられているよ。



Q. マイナンバーを知られたら、なりすまし被害が起きませんか?

A. 本人確認を徹底し、なりすましを防いでいます。

マイナンバーを使う手続では、必ず本人確認書類などによる本人確認を行うことが義務づけられています。マイナンバーだけで手続はできません。

マイナちゃんからのアドバイス★

マイナンバーカードには顔写真があるのでマイナンバーの確認と本人確認が1枚でできるよ!



Q. マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れる?

A. 個人情報の漏えいの連鎖を防いでいます。

個人情報はこれまでどおり各機関で分散して管理するので、万が一どこかの機関でマイナンバーを含む個人情報が漏えいしたとしても、そこから芋づる式に情報が漏れることはありません。

マイナちゃんからのアドバイス★

各行政機関の専用ネットワークでのやりとりには、マイナンバーは直接使わないよ。



Q. マイナンバーのシステムの安全対策はどうなっているの?

A. アクセスできる人を制限し、通信も暗号化しています。

マイナンバーのシステムにアクセスできる人を制限し、またシステムにアクセスする際の通信も厳重に暗号化しています。

マイナちゃんからのアドバイス★

システムに不正なアクセスがされないように、第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しているよ!



よくある疑問に答えます!

Q. マイナンバーカードのICチップには大事な情報が入っているの?

A. ICチップには税や年金などの大事な情報は入っていません!

マイナンバーカードのICチップに入っているものは、住所氏名などマイナンバーカードに記載されている情報や電子証明書などで、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません。

マイナちゃんからのアドバイス★

健康保険証として使用しても、特定健診情報や薬剤情報などがICチップに入ることはないよ!



Q. マイナンバーカードを落としたら悪用されない?

A. セキュリティ対策は万全です!

マイナンバーカードのICチップを使うときは暗証番号が必要になるため、他の人は使えません。また、暗証番号は一定回数間違えると、カードの機能がロックされるようになっています。万が一落としてしまっても、24時間365日体制のマイナンバー総合フリーダイヤルで、マイナンバーカードの一時利用停止ができます。

マイナちゃんからのアドバイス★

キャッシュカードの感覚で持ち歩いて大丈夫だよ! 失くさないように注意してね。



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ

マイナンバー
総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

【受付時間】

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分
(年末年始を除く)

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受け付けています!



● 一部IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合のお問い合わせ先

マイナンバーカード等

050-3818-1250

その他のお問い合わせ

050-3816-9405

● 英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

マイナンバー制度について

Inquiries about Social Security and Tax Number System.

0120-0178-26

マイナンバーカード等

Inquiries about Individual Number Card etc.

0120-0178-27

デジタル庁ウェブサイト マイナンバー(個人番号)制度
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/>



あなたの人生とともに歩む「マイナンバー（個人番号）」

マイナンバーの利用は、法令で定められた範囲（社会保障・税・災害対策分野）に限定されています。
マイナンバーの提供を求められた場合は、利用目的をご確認ください。

あなたの人生のなかで、マイナンバーを提供するときに、たくさんあるんです！

※マイナンバーを提供する際は、マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類をご用意ください。



マイナンバー提供時に必要な書類の例

- (例1) マイナンバーカード(番号確認と本人確認)
- (例2) 通知カード(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)
- (例3) 個人番号が記載された住民票の写しなど(番号確認)+運転免許証またはパスポートなど(本人確認)

※顔写真のない本人確認書類の場合は、2種類以上必要です。
※通知カードについては、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に使用できます。

情報連携でますます便利に！

行政機関同士が専用のネットワークシステム上でマイナンバーに紐づく情報をやりとりするので、各種手続の際に添付書類の準備や提出が不要になります。忙しいあなたもこれで安心！

これまでは、書類をもらいにあちこちへ……

- の申請には B機関で発行する △の書類が必要です。
- △の発行にはC機関で □の証明書を もらってきてください。
- の申請はA機関で 行なっていますので、 A機関へ行って下さい。



マイナンバー制度で 添付書類の省略が実現！



※手続によっては、引き続き添付書類の提出をお願いする場合があります。各種手続を行う際は、各行政機関等の案内を必ずご確認ください。

これ1枚でOK! マイナンバーカード

公的な本人確認書類になり、1枚でマイナンバーの提示と本人確認ができる！

公的な本人確認書類に！



顔写真で本人であることを確認！

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の行政手続に！ ICチップの電子証明書はさまざまなサービスに 利用可能！



ICチップは民間でも利用可能！

マイナンバーカード1枚でこれだけできる！

- ・e-Tax(国税電子申告・納税システム)などの電子申請もできる！
- ・コンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる市区町村も！ ※市区町村によってサービスの内容が異なります。
- ・健康保険証として利用できる！対応する医療機関・薬局は拡大中！ 今後、運転免許証との一体化も！(2024年度末(予定))

スマートフォンやパソコンからオンラインで行政手続ができる！「マイナポータル」

「マイナポータル」は、政府が運営するオンラインサービスです。ご自宅のパソコンなどから、オンラインで行政手続を行ったり、行政機関からのお知らせを受け取ったりすることができます。

URL <https://myna.go.jp/>



▲マイナポータルは こちら



マイナポータルではこんなことができます！

- ① 自宅のパソコンやスマホから本人の個人情報が確認できる！
- ② 保育所等の入所申請や、児童手当の申請などの行政手続がオンラインでできる！確認できるようになる！
- ③ あなたの特定健診情報、薬剤情報、医療費通知情報が確認できるようになる！



【注意事項】

- ・①②は、市区町村によってサービスの内容が異なります。
- ・ご利用の際には、「マイナポータルのインストール」と「マイナンバーカード」が必要です(一部のサービスを除く)。
- ・パソコンでのご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダー、またはスマートフォンが必要です。
- ・スマートフォンでのご利用には、マイナンバーカードの読み取りに対応している機種に限りです。
- ・パソコン、スマートフォンなどをお持ちでない方もご利用いただけるように、市区町村によってはデジタル端末を設置しています。設置の有無についてはお住まいの市区町村へお問い合わせください。